

人権問題通信講座テキスト

証言

第 2 号
〈女性と人権〉

彦根市・彦根市教育委員会
人権問題通信講座運営委員会

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 「女性に対する暴力をなくす運動」を知っていますか | 1 |
| I 男女は平等か | 2 |
| II 女性の社会的地位と歴史的背景 | 4 |
| III 女性の地位向上へのあゆみ | 5 |
| IV 家庭生活の中での変化 | |
| 1 家庭のあり方について | 9 |
| 2 「夫婦別姓」について | 11 |
| V 身のまわりの男女差別 | |
| 1 ジェンダーとは | 12 |
| 2 ドメスティック・バイオレンスとは | 14 |
| VI 男女共同参画社会をめざして | 17 |
| 1 学校では | 18 |
| 2 職場では | 19 |
| 3 家庭では | 21 |
| 4 地域では | 22 |

「女性に対する暴力をなくす運動」を知っていますか

毎年、11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナー等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為です。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

近年では、中・高校生等の若いカップルの間で起こる暴力（デートDV）などの被害も問題になっています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

啓発を目的にした「パープル・ライトアップ」が全国で実施されています

内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間の初日（11月12日）に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーなどを紫色にライトアップする、「パープル・ライトアップ」を実施しています。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

彦根市でも、シンボルであるパープルリボンにちなんで、彦根城を紫色にライトアップしています。

【令和元年度の彦根市のパープルライトアップ】

令和元年 11月12日(火) 日没後～午後9時

彦根城パープルライトアップ

ここに  灯りを



一人ひとりが知ってくれたら、
たった独りの心も救えるかもしれない。

夢京橋キャッスルロードも
パープル・ライトアップされます

「女性に対する暴力をなくす運動」
(11月12日～11月25日)

運動期間にあわせ彦根城を紫色にライトアップして、女性に対する暴力根絶のメッセージを届けます。
紫色は、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんでいます。

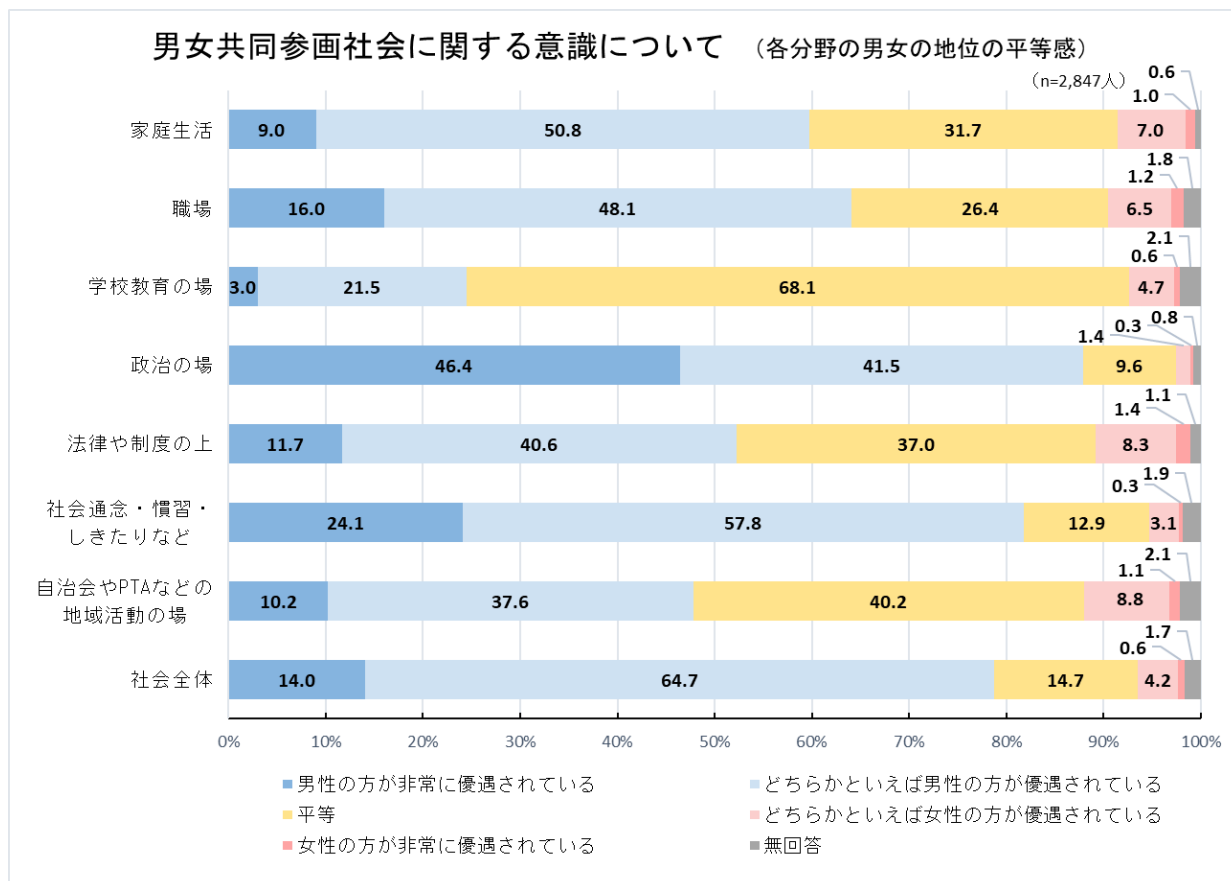
彦根市企画課女性活躍推進室



I 男女は平等か

このテキスト第2号では、「女性と人権」について考えてみたいと思います。

まず、2022年（令和4年）11月に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」の「各分野の男女の地位の平等感」の結果をご覧ください。



令和4年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)より

グラフからわかるように、「男女が平等である」と答えた人は、家庭生活では31.7%にとどまります。また、職場では26.4%となっており、約4人に1人しか平等だと思いません。学校教育の場では68.1%と、他と比べると平等感が高いようですが、政治の場においては9.6%、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては12.9%の人しか男女平等と感じていないようです。近年、男女平等について国民の意識は随分と変わり、男女共同参画社会づくりの施策が着実に進んでいるものの、この調査結果が示すとおり、実態はまだままだようです。

また、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきと思うか？を聞いたところ、その結果は次のとおりとなりました。

上位4項目

- ・「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」63.5%
- ・「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」62.7%
- ・「保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」59.3%
- ・「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」50.2%

このように、子育てや介護といった日常生活と仕事を両立できるような社会の構築と、『ワークライフバランス』を取り入れた働き方が求められていることをうかがうことができます。しかし、このような視点で生活を見直すとき、私たち一人ひとりが「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が、大変重要です。

彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅢ」（令和4年3月策定）では、男女共同参画社会を実現し、魅力的で住みやすい彦根にするため、めざす将来像「自分らしく あなたらしく 共に認め 共に担い 一人ひとりの輝きがみえるまち ひこね」の早期実現に向けて、男女のみならず多様性を尊重し、自分らしく生きられるまちづくりを推進しています。

現在にも残る男女間の対等とは言えない状況が、いつから生まれ、どのように形成されていったのかを、まずは歴史的な歩みから理解する必要があると考えます。

Ⅱ 女性の社会的地位と歴史的背景

古代（古墳時代～平安時代）における婚姻のかたちは、夫婦別居を原則として、男性が女性のもとに通うというかたち（俗に「通い婚」という）をとっていました。

中世（鎌倉時代～室町時代）になると、「家」が社会の基礎になり、婚姻も女性が男性の「家」に嫁いで同居するというかたちに変わってきました。

鎌倉幕府を開いた源頼朝と結婚した北条政子は、父親の反対をおさえ、自分の意志で頼朝を選びました。この婚姻によって、父と夫との結びつきを強めていきました。この時代、女性は結婚しても実家の姓を名のり、親の領地を相続する権利をもっていました。当時の女性の地位は男性に近かったといえます。

近世（江戸時代）になると、儒教などの考え方に基づく女子向けの教育の本（「女大学」）も出てきました。「妻は夫を主君と思え」などと説き、特に武家では、子どもを産んで「家」を絶やさないことが女性の役目とされました。「家」が重んじられ、女性の地位は低くおさえられるようになりました。しかし、夫婦がともに助け合って働く町人や小作農民のあいだでは、男女の関係は対等に近かったといわれています。

近代（明治～）に入り、1898年(明治31年)に制定された民法では、これまでの「家」の制度をすべての国民に守らせようとするものでした。「家」の家長である戸主が「家族を統率する権利」をもち、「家」の財産は夫だけが管理しました。妻は夫の姓を名のり、夫の死後は「家」を継いだ長男に生活の面倒をみてもらいました。女性は、結婚して「良妻賢母」になることが一番の幸せであると考えられ、それを目的とした教育も行われました。

Ⅲ 女性の地位向上へのあゆみ

1911年(明治44年)、平塚らいてう^{ちよう}たちは、「家」制度を批判して青鞜社^{せいとうしゃ}をつくり、女性の解放を主張しました。同じ年に発刊された雑誌「青鞜」に、与謝野晶子は「そぞろごと」という詩を寄せました。「山の動く日来る。……すべて眠りし女今ぞ目覚めて動くなる。……(一部抜粋)」と歌い、女性が一人の人間として生きる自覚をもつように訴えたのです。

このように、「家」を中心とした良妻賢母をめざす女性の生き方に疑問をもち、新しい女性の生き方を主張する女性たちが現れました。女性たちの意識の変化を背景に、1920年(大正9年)、市川房枝たちが「新婦人協会」を結成して、参政権を要求しました。

ところが、1931年(昭和6年)の満州事変勃発から、我が国はいわゆる15年戦争に突入します。そうすると、国民精神総動員運動が推進され、国家総動員法が施行されます。「産めよ殖やせよ」^ふ運動の展開とともに、女性運動は終焉を迎えることとなります。

そして、敗戦後の1945年(昭和20年)9月2日、我が国は降伏文書に調印します。10月11日には、マッカーサー元帥が憲法の自由主義化と人権確保のいわゆる五大改革指令を要求するわけですが、その一つに「女性解放」がありました。

このような動きの中で、戦前から女性たちが求めてきた婦人参政権が確保され、「家」制度、姦通罪、不敬罪なども廃止され、結婚は両性の合意のみに基づいて成立することとなりました。

また、労働法では、男女同一賃金、女子の時間外労働制限、産前産後休暇・生理休暇・育児休暇などの母性保護を規定し、戦前の女性運動が求めていた目的はほぼ達成されることとなりました。

ただ、実際には、労働における男女格差はその後も続き、男女雇用機会均等法が施行(1986年1月)されるまで、さらに40年ほどを要することとなります。

一方、アメリカでは、1960年代後半に、「ウーマン・リヴ」という運動がおこります。多くの場面において、男性が中心にいる社会のなかにあって、女性がその抑圧感をはねかえそうと始めた運動です。

このウーマン・リヴ運動が契機となって、国際的に女性の解放のための運動が広がり、1975年には国連がメキシコで初の世界女性会議を開催しました。この「国際婦人年世界会議」は女性差別解消のための「世界行動計画」を採択し、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までの10年間、世界が一致協力して女性差別撤廃に向けて努力することを決定しました。これが、「国連婦人の10年」の始まりです。

この世界的な高まりを契機に、女性の人権をめぐる状況は、我が国においても、そして彦根市においても大きく変化しました。

そのあゆみを、次の表にまとめましたのでご覧ください。

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 彦根市の動き |
|------------------|--|--|---|
| 1975年 (昭和50年) | 「国際婦人年世界会議」をメキシコで開催 「世界行動計画」採択 | 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 婦人問題担当室の設置 | |
| 1977年 (昭和52年) | | ★「国内行動計画」決定 | |
| 1979年 (昭和54年) | <p>★「女子差別撤廃条約」採択 →差別とは区別、排除、制限も含む</p> <p>男女が固定的な役割を持つのではなく、女も男も仕事と家庭の両方を担うという考え方</p> | <p>条約批准に向けて国内法を整備する必要があった。 (批准すると条約締結国としての責任を果たさなければならない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国籍法及び戸籍法改正……国際結婚で母親が日本人でも子どもが(父母両系血統主義など) 日本国籍を取得できるようになった。 ◆男女雇用機会均等法制度……労働条件の男女平等 ◆家庭科の男女とも選択必修……高校では女子だけが必修だった。 | |
| 1984年 (昭和59年) | | | 商工課労政係が女性施策を担当 |
| 1985年 (昭和60年) | 「国連婦人の10年」最終年 第3回世界女性会議(ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択 | 国籍法および戸籍法改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」(世界で72番目の条約加盟国) 批准 | 第1回婦人の明日を考える市民のつどいを開催。(現在は男女共同参画フォーラムとして毎年開催) |
| 1987年 (昭和62年) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定 | 婦人問題に関する市民意識調査を実施 |
| 1991年 (平成3年) | | 「育児休業法」公布 | 「女性施策推進室」を設置 |
| 1992年 (平成4年) | | 「育児休業法」施行 →父親も母親も取れる育児休業制度 | 「男女共同参加型社会づくり市民意識調査と実態アンケート調査」実施 「彦根市男女共同参加型社会づくり懇話会」設置 |
| 1993年 (平成5年) | 国連世界人権会議(ウィーン) 国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 | 「パートタイム労働法」公布・施行 | 広報誌「かけはし」創刊 「彦根市男女共同参加型社会づくり推進本部」設置 |
| 1994年 (平成6年) | 国際人口・開発会議(カイロ) →女性に子どもを産む、産まない、いつ何人産むかについて決定する権利(リプロダクティブ・ヘルスライツの考え方) | 「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 | |
| 1995年 (平成7年) | 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言」「行動綱領」採択 | 「家族的責任条約」批准 「育児・介護休業法」施行 | 「彦根市男女共生プラン」策定 |
| 1996年 (平成8年) | ILO 総会 「家内労働に関する条約」採択 | 西暦2000年までの国内行動計画(男女共同参画2000年プラン)策定 | |
| 1997年 (平成9年) | | 「男女雇用機会均等法」改正 →募集・採用等の差別禁止等 | 「男女参画課」を設置 |
| 1998年 (平成10年) | | | 男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査と実態調査実施 |
| 1999年 (平成11年) | 「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約の選択議定書」採択 | ★「男女共同参画社会基本法」施行 | 「彦根市男女共同参画社会づくり懇話会」設置 |
| 2000年 (平成12年) | 世界女性会議(ニューヨーク) 「北京宣言」「行動綱領」確認 | ストーカー規制法施行 「男女共同参画基本計画」策定 | |
| 2001年 (平成13年) | | 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)施行 | 「男女共同参画ひこねかがやきプラン」策定 |

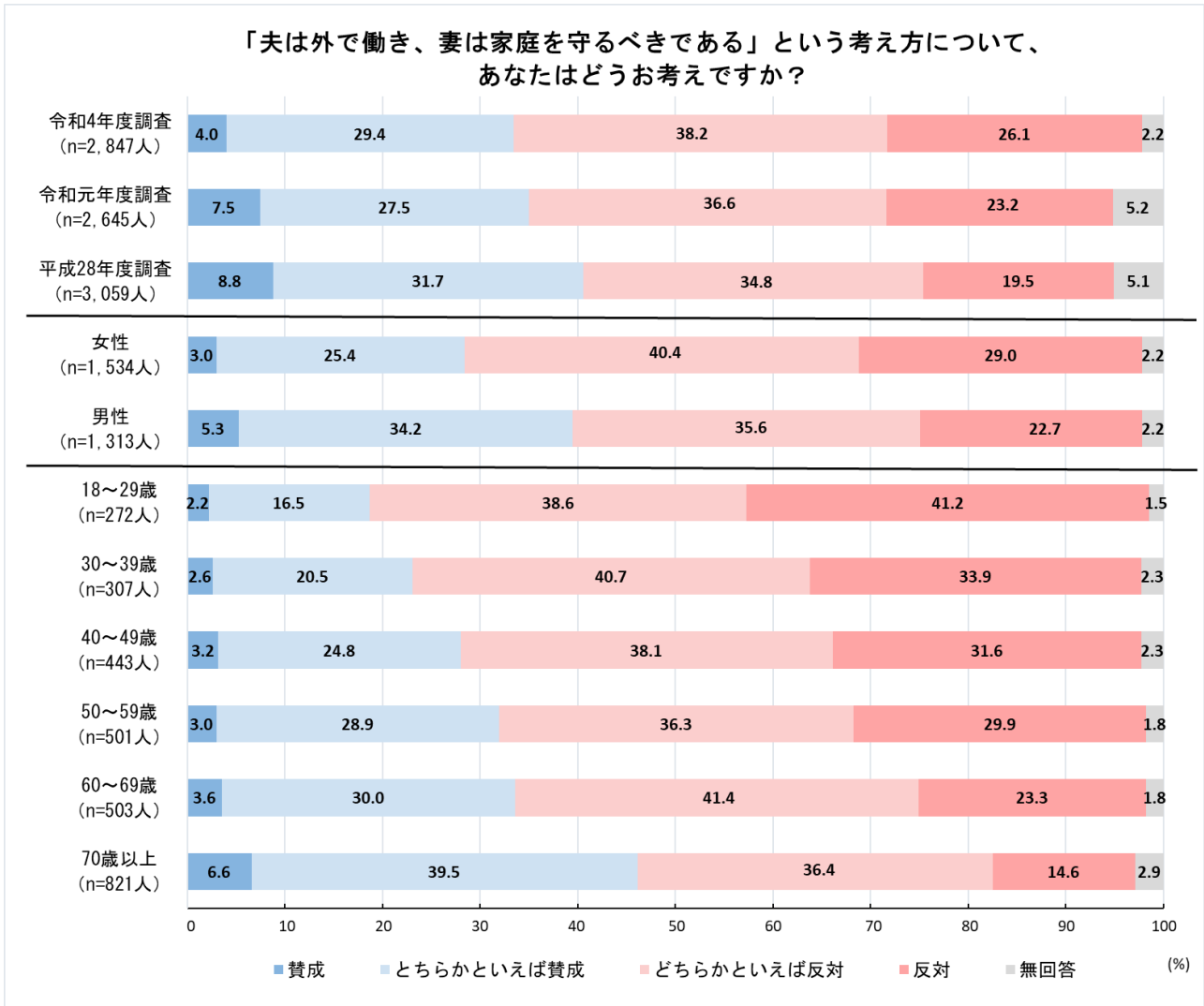
| 年 | 世界の動き | 国の動き | 彦根市の動き |
|------------------|---|--|---|
| 2002年 (平成14年) | | | ★「男女共同参画を推進する彦根市条例」施行 「男女共同参画地域推進員」設置 「男女共同参画審議会」設置 |
| 2003年 (平成15年) | | 「次世代育成支援対策推進法」施行 | 彦根市男女共同参画センター「ウィズ」オープン ファミリーサポートセンター事業開始 |
| 2005年 (平成17年) | | 内閣府特命大臣（少子化・男女共同参画担当）の設置 「第2次男女共同参画基本計画」を策定 | 「男女参画課」を「市民交流課」に改組 |
| 2006年 (平成18年) | 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） | 「男女雇用機会均等法」改正（間接差別の禁止） | 男女共同参画センター指定管理者制度を導入 |
| 2008年 (平成20年) | | 「次世代育成支援対策推進法」改正 | |
| 2009年 (平成21年) | | | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施 |
| 2010年 (平成22年) | | 「第3次男女共同参画基本計画」を策定 | |
| 2011年 (平成23年) | UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足 | | 「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」策定 「市民交流課」を「人権政策課」に改組 |
| 2013年 (平成25年) | | 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）改正 | |
| 2014年 (平成26年) | | 「次世代育成支援対策推進法」改正 | |
| 2015年 (平成27年) | | 「女性活躍推進法」制定 「第4次男女共同参画基本計画」を策定 | 男女共同参画社会づくりのための企業・事業所アンケート実施 |
| 2016年 (平成28年) | | 「男女雇用機会均等法、育児・介護休業法」改正 | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施 |
| 2017年 (平成29年) | | 「育児・介護休業法」施行 | 「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」（改定版）策定 |
| 2018年 (平成30年) | | 「政治分野における男女共同参画推進法」施行 | 男女共同参画に係る業務を「人権政策課」から「企画課」へ移管。企画課内に「女性活躍推進室」を設置 |
| 2019年 (令和元年) | | | 男女共同参画社会づくりのための市民・企業意識調査実施 |
| 2020年 (令和2年) | | 「第5次男女共同参画基本計画」決定 | |
| 2021年 (令和3年) | | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 | 「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」（改訂版計画延長版）策定 |
| 2022年 (令和4年) | | | 「男女共同参画ひこねかがやきプランⅢ」策定（計画期間～2034年3月まで） |

- ★国内行動計画……すべての女性が、憲法上の基本的権利を実生活の中で男性と平等に保障され、また社会生活のあらゆる分野に男女が共に参画できる社会を実現するための施策を示したものです。
- ★女子差別撤廃条約……国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約、女子差別撤廃宣言等に規定されている性によるあらゆる差別禁止の原則をさらに具現化したものです。
- ★男女共同参画社会基本法……男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、利益を分かち合うとともに責任を担い合う社会の形成を目的としています。（男女の人権尊重、性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会を確保されることを規定しています。）
- ★男女共同参画を推進する彦根市条例……男女共同参画の推進に関して7つの基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、互いに個性を尊重しあい、一人ひとりが輝いて生きられる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としています。

IV 家庭生活の中での変化

女性の人権をめぐる状況の変化に伴って、家庭生活のあり方についても、その考え方に大きな変化が見られるようになってきました。

1. 家庭のあり方について



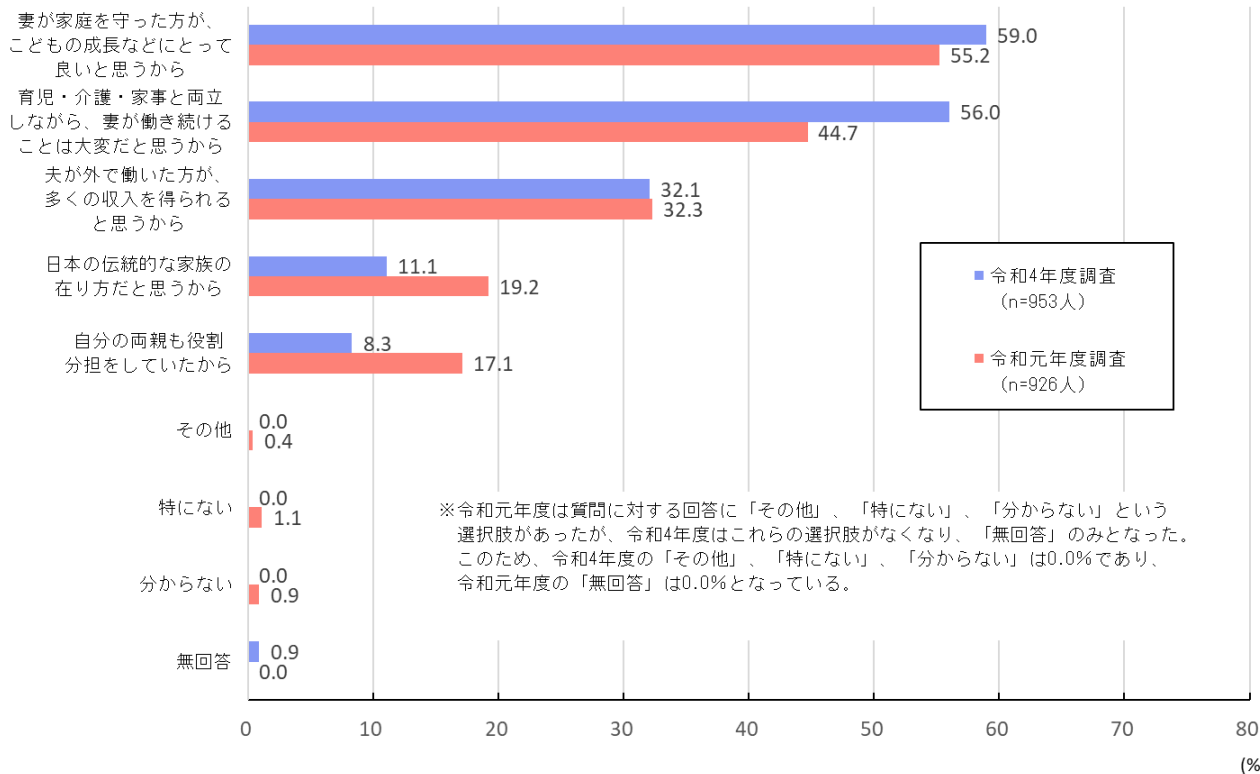
令和4年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)より

2022年(令和4年)度の調査では、「反対」とする人の割合は65%近くになり、令和元年度調査より4.5%上昇しています。また、女性は70%近くの割合で「反対」としています。年齢層別で見た場合、70歳以上の約46%が「賛成」を支持していますが、若年になるにつれ段階的に「賛成」を支持する割合は顕著に少なくなっており、30～39歳層では約23%、18～29歳層では約19%になっています。

次に、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対して、「賛成」「反対」としたそれぞれの理由についてみていきたいと思います。

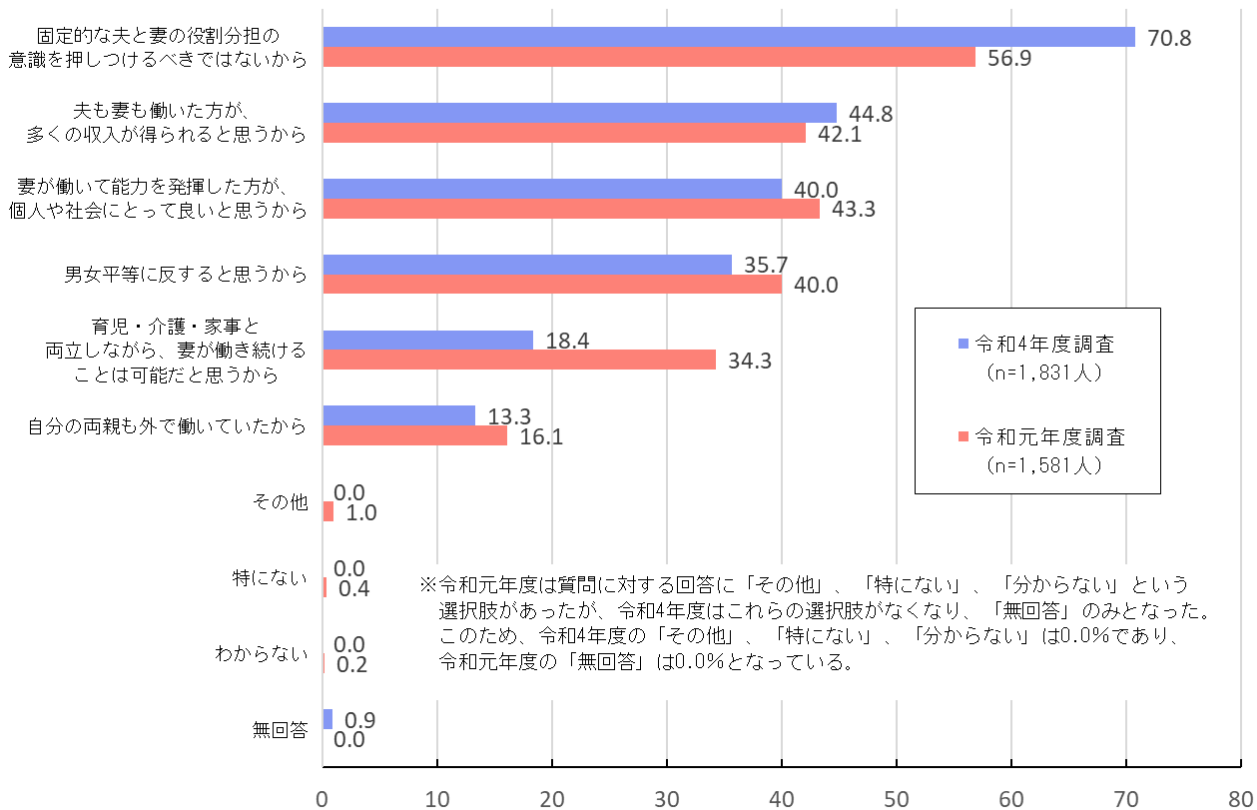
賛成とする理由

「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について、あなたはどうお考えですか」という問いに対して「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した者にその理由を質問したものの（複数回答可）



反対とする理由

「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について、あなたはどうお考えですか」という問いに対して「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した者にその理由を質問したものの（複数回答可）



子育てや家庭を守ることは女性がするほうが良いという考え方が依然として強く残っていること、しかし一方で、固定的な夫と妻の役割分担を押し付けるべきではないという考え方が顕著に広まっていることなどがこの資料から読み取れます。ただ、賛成という意味を示したなかには、「日本の伝統的な家族の在り方だから」という理由を選択している人もいます。

本書では、日本古来の「男は外で働き、女は家庭で家事・育児をする」という考え方や意識について、それを決して否定するものではなく、あくまでも多様な夫婦の在り方の一つとして捉えています。

例えば、日本では古くから「亭主関白」や「雷親父」（強権なワンマン家長）といった形態で、夫婦・家族が円満に形成されていることも多く、その形態をもって旧態依然とした考え方と決めつけるものでもありません。

もちろん、夫婦間あるいは家庭内に明らかに人権侵害が確認できるような実態があれば非常に問題ですが、多様な夫婦や家族の在り方の一つとして、夫婦間や家族内でその価値観を共有し、そこに人権侵害が一切なく、夫婦・家族が円満に生活されていれば特段、問題ないと考えます。

2. 「夫婦別姓」について

現行の民法のもとでは、結婚に際して、男性または女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければなりません。現実には、圧倒的多数の女性が男性の氏を選び、氏を改めています。

また、一方では、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、『選択的夫婦別氏制度』（一般に「選択的夫婦別姓制度」と呼ばれています。）の導入を求める意見があります。

国では、選択的夫婦別氏制度の導入は婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であるとして、1991年（平成3年）から法制審議会民法部会（身分法小委員会）において、婚姻制度等の見直し審議を行い、1996年（平成8年）2月に法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しました。また同要綱において、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されています。この答申を受け、法務省において、1996年（平成8年）及び2010年（平成22年）にそれぞれ改正法案を準備しましたが、国民各層に様々な意見があることなどから、いずれも国会に提出するには至りませんでした。

それ以降、選択的夫婦別氏制度の導入については、これまでも政府が策定した男女共同参画基本計画に盛り込まれてきましたが、2015年（平成27年）12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においても、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関する司法の判断も踏まえ、検討を進めることとされています。

V 身のまわりの男女差別

1. ジェンダーとは

人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的文化的性差」（ジェンダー／gender）とといいます。「ジェンダー」という言葉は、1995年の北京女性会議以降、日本でも広く使われるようになりました。

男女共同参画社会を実現していくうえでは、この「社会的文化的性差」の視点で、社会制度や慣行を見直していくことはとても大切なことです。なぜなら「社会的文化的性差」が、性差別や差別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあるからです。

そういった性差別・偏見は、「ジェンダー」（社会的文化的性差）に「バイアス」（偏見）が加わることで、「ジェンダー・バイアス」と呼ばれ、「社会的文化的性差別あるいは性的偏見」と訳されています。

＜ふりかえってみよう！ 普段の「わたし」＞ （彦根市男女共同参画啓発冊子「きらり」抜粋）

それぞれの質問について、あなたの考え・現状に一致するものにチェックしましょう。

- 1 責任ある立場には男性がついたほうが周りからの信頼を得られると思う
- 2 男として、恋人同士がデート代を割り勘にするのはみっともないと思う
- 3 バスやタクシーなどの運転手が女性だと不安を感じる
- 4 活発な女の子を見ると「男の子だったらよかったのに…」と思う
- 5 女性が牛丼屋などで一人で食事をしている姿をみると気になってしまう
- 6 男性がスーパーで買い物をしている姿を見ると気になってしまう
- 7 自分の意見をはっきり言う女性は、正直苦手だ
- 8 電球の交換は夫（父）がしている
- 9 妻（母）が外出するときは、家族が不便を感じない範囲にすべきだと思う
- 10 家事や育児をする男性は、仕事に支障をきたしているのではないかと思う
- 11 子どもがよく遊ぶ友達の名前／近所の子どもの名前を知らない
- 12 自分の着るものが、どこにしまってあるのかわからない
- 13 3連休ともなると、何をしたらいいのか戸惑ってしまう
- 14 使用済みの使い捨てカイロを何のゴミの日捨てていいのかかわからない
- 15 地域の避難場所がどこなのか知らない
- 16 自分のために使える時間がある

■1 から 8 にチェックが多かったあなた

考えてみよう！暮らしの中の「わたしたち」

1 から 8 にチェックが多かったあなたは、「男だからこうあるべき」とか、「女だからこうすべき」などと性別で物事を考えるようなことはありませんか？

社会通念や慣習の中からつくりあげられたジェンダー（社会的文化的性差）が、「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担につながることもあります。

男女共同参画社会は、「男らしさ」や「女らしさ」を否定するものではありません。

ただ、「男」「女」をひとくくりにして考えると、「男はこういうものである」「女はこういうことはしないものだ」という決めつけにつながったり、その人の可能性を見失ったりしかねません。

誰もが人生の中で「らしさ」という枠から出て、自由に羽ばたくことができれば、社会はもっと素敵になることでしょう。

■9 から 16 にチェックが多かったあなた

愉^{たの}しもう！たくさんの「わたしたち」

9 から 16 にチェックが多かったあなたは今、「〇〇としてのわたし」をいくつ思い浮かべることができるでしょうか？たくさんの「わたし」を楽しむための一つの考え方として、ワークライフバランスという考え方があります。

人によって大切にしたいことは様々です。また、仕事を頑張りたい時期、子育てに比重を置きたい時期、介護を行う必要がある時期、趣味に没頭したい時期など、人生のその時、その時で大切にしたいことは変化するものです。

私たち一人ひとりが現在の生活を振り返り、大切にしたいことのバランスを今一度考えてみることは、すべての人が自分らしく生きることができることにつながるのではないのでしょうか。

そして、考えたバランスが性別に関わりなく尊重され、実現されるよう、私たち一人ひとりがお互いを理解し、やさしさと思いやりが響き合う地域社会を築いていきたいものです。

いかかでしたか？…このチェック表は、自身がどれだけ「ジェンダー（社会的文化的性差）」にとらわれているかを判断する一つの基準として作成されたものです。

男女共同参画社会基本法では、すべての人が性別にかかわらず、個人として能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の最重要課題であると位置づけています。

「女性だから」「男性だから」という理由で、その人の持てる力が十分に発揮できない、生き方が制約されるのは人権が尊重される社会とはいえません。

私たちの生活の中には、言葉やしきたり、慣習といった様々な分野にジェンダーが存在していますが、それを「当たり前」で見過ごしてしまうのではなく、男女のあり方に気づくことが大切です。

2. ドメスティック・バイオレンスとは

「ドメスティック・バイオレンス」（DV）には明確な定義はありませんが、一般的には、配偶者（事実婚や離婚後も含む）や恋人など親しい関係の中で、暴力を用いて相手を支配（コントロール）することを言い、重大な人権侵害であり、犯罪となる場合もあります。DVにおける暴力には、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力なども含まれます。

<暴力の形態>

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

身体的なもの：殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。

心理的なもの：心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

※生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為は、「経済的なもの」と分類される場合もあります。

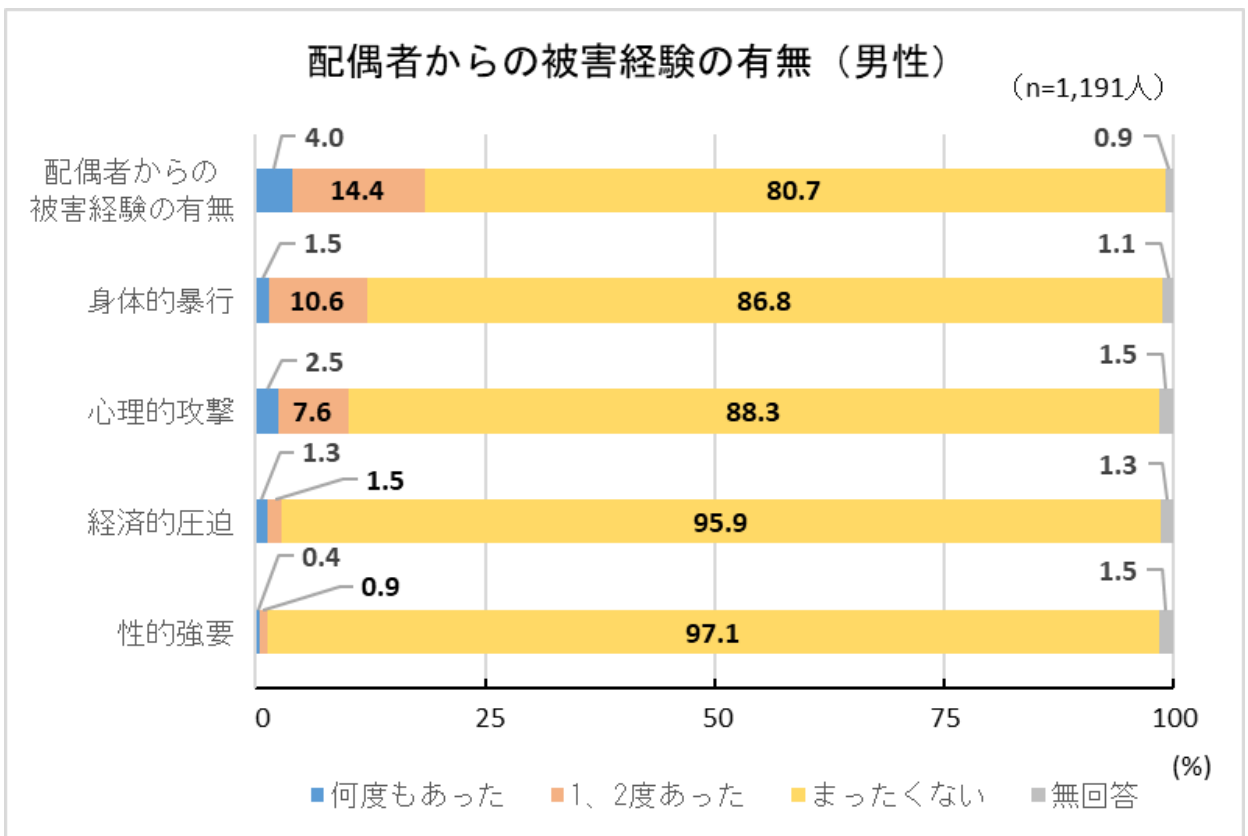
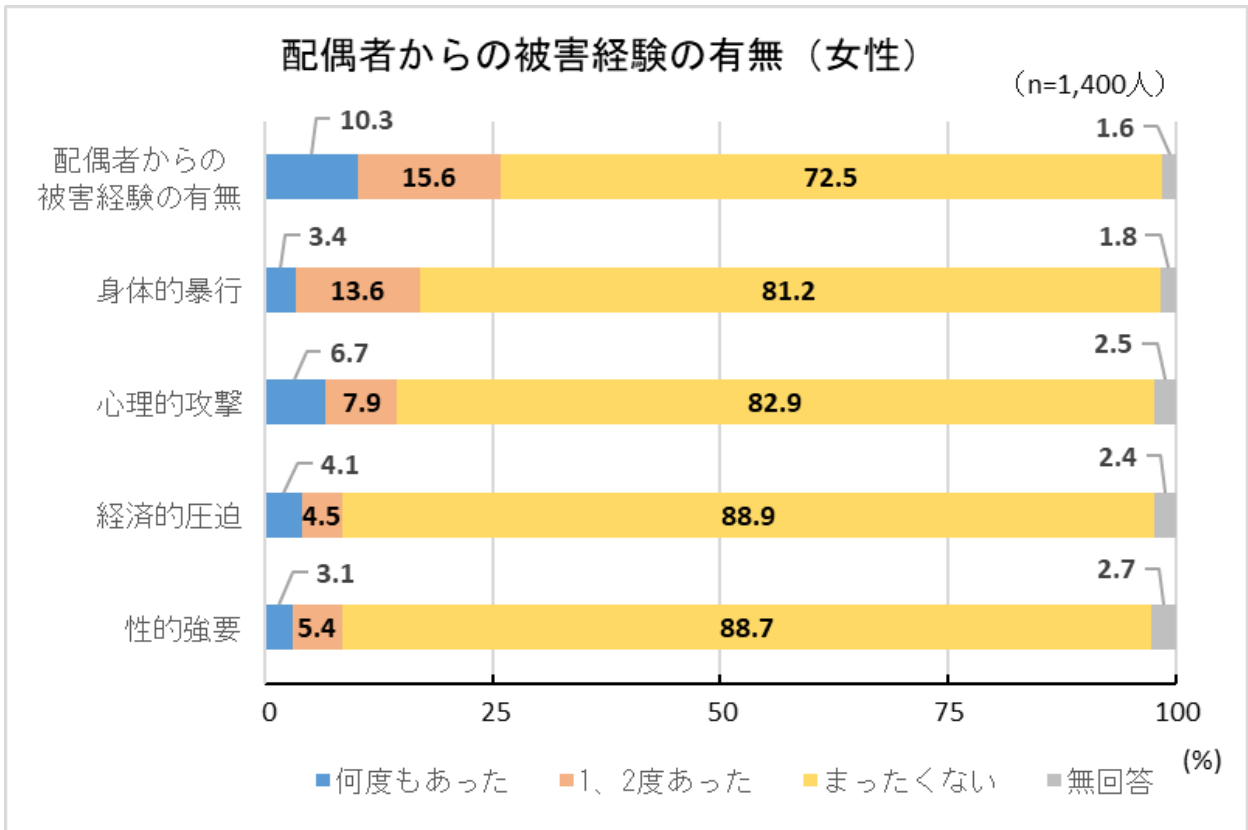
性的なもの：嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

2020年（令和2年）に行われた内閣府の調査によると、女性のうち約4人に1人が、配偶者から「身体に対する暴力」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかのDVを一度は受けたことがあると答えています。

DVの被害に遭っても、恐怖や無力感、社会的・経済的な問題など、様々な理由から誰にも相談しない、または相談できない人が大勢います。「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

また、子どもが親の暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。「児童虐待防止法」では、児童の目の前でのDV等も児童虐待の一つであると定義づけられました。

最近では、中・高校生等を含む、婚姻関係にない交際中の若い男女間で発生する「デートDV」も問題になっています。



令和2年度男女間における暴力に関する調査(内閣府)より

これらの問題の解決をめざして、2001年（平成13年）10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。この法律の制定文は次のとおりです。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

この法律は制定後、実情に即したものにするため3年ごとに改正するものとし、2013年（平成25年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力やその被害者についてもその適用対象とするとして、一部が改正されました。

また、この法律を受けて、被害者に対する公的な相談や支援体制が整えられ、「配偶者暴力相談支援センター」は全国に313箇所（2023年7月現在）設置されています。

このように法制面は整いましたが、そもそも男性から女性へのDVの背景には、男性優位の意識（妻は夫に従い尽くすのが当たり前）や「攻撃的であることが男らしさ」とする意識などが考えられ、法律で規制するだけでなく、男女共同参画の考え方を押し進めることも大切なことであると言えます。

VI 男女共同参画社会をめざして

我が国における「男女共同参画社会」の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。

1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されて、25年が経過しました。この間、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じた様々な取組が進められ、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わってきています。

2015年（平成27年）には、「男女共同参画社会の実現は、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」として、第4次基本計画が策定され、現在、この基本計画に基づいて、学校、職場、家庭・地域など社会のあらゆる分野において、社会制度・慣行の見直しと意識の改革が行われています。また同年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる「女性活躍推進法」）が施行されています。

なお、基本法は、男女共同参画社会の実現のための基本理念として、次の5つを掲げています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人権として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれる男女が様々な活動ができるように、社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案および決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

5 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

～ 男性も女性も、意欲に応じて、

あらゆる分野で活躍できる社会を目指しましょう ～

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。この週間をきっかけに、家庭で、職場で、地域で、身近な男女共同参画の推進を実践していきましょう！



1. 学校では

私たちの社会では、今もなお、性別によって生き方、役割などを決めてしまう意識や慣行が存在しています。そして、それらは知らず知らずのうちに、子どもたちの生活習慣や考え方にも大きく影響を与えています。

男女共同参画社会の形成において、学校教育は大きな影響力を持っています。学校教育の場は、家庭生活や職場などよりも男女平等だと認識している人が多いものの、現在でも進学や就職などの進路選択には男女差や相違が見られます。また、性別にとらわれることなく学び、能力を高めてきた若い世代の人たちが社会人になると、男性中心型の労働慣行（長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行）や育児・家事などの負担が女性に偏った家庭生活、いまだ固定的な性別役割分担意識の根強い地域社会に直面するという現状があります。

学校は、既存の価値観を変えられる力を持つ一方で、再生産する力も持ち合わせています。学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされ、また自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え行動する姿勢を育む教育が推進されています。

わたしもあなたも大切に

男女共同参画社会について学ぼう
性別にかかわらず お互いに尊敬し合い
変え合いながら 一人ひとりがいるいるな
場面で活躍できる社会のことを
学ぼう
[男女共同参画社会とします]

男女共同参画社会づくり副読本
1 自分らしさを大切に
2 大切な心と体
3 家族の一員として協力しよう
4 みんなでつくるわたしたちのまち
5 夢に向かって!!

滋賀県

男女共同参画教材 家庭科

年 月 日
名 前

家族の協力

家族の一員として、あなたにできることは何でしょうか？
一人ひとりが協力して、
よりよい生活をつくるためにはどうすればよいか、考え

1 あなたの家庭を振り返ってみよう!

次のことについて、あなたの家ではだれがやっていますか？家事分担表を作っ
主にする人①とときどきする人②をつけましょう。(主にする人が2人以上)

| 内容 | だれが | 自分 |
|--------------|-----|----|
| 買い物をする | | |
| 料理を作る | | |
| 食器を洗う | | |
| 洗濯機を使う | | |
| 掃除機をかける | | |
| お風呂の掃除をする | | |
| トイレの掃除をする | | |
| ゴミを出す | | |
| 洗濯機を洗う | | |
| 洗たく物をたたむ | | |
| 病人や高齢者の看護や介護 | | |
| お金の管理 | | |
| 学校の行事等に参加する | | |
| 町内会の会合等に参加する | | |
| 電気製品の修理をする | | |
| ペットの世話をする | | |

◎家族の形はさまざまですが、それぞれが家族の一員として

男女共同参画教材 キャリア教育

年 月 日
名 前

あなたの将来をデザインしてみよう

自分の将来を考えたうえで、「自らの女性ビジョンを持つこと」、
「自分にとって大事なものを考えること」は大切です。
あなたのような人生を送りたいですか？
周りの人々どのような関わりを持って共に生きていきたいですか？
一人ひとりが、個性や能力を生かし、自分らしく生きていくことが大切

1 まずは、自分のことを知ろう!

将来例になりたいかとか、自分は何にしたいか、なんて言われても、きっとまだは
いてでしょう。
将来のことを考える前に、まずは今の自分を見つめなおしてみましょう。

STEP 1 自分の特徴を表す言葉は何ですか？
自分であげてみましょう。

①
②
③
④
⑤

③つ以上は
書いてね!

STEP 2 自分の特徴を表す
友達にあげてもら

①
②
③
④
⑤

ちなみに
どんな特徴も、言葉を変え
て伝えることができますよ!
①例
優柔不断→いろいろな形
容詞で例→一枚に似
合えない→服装が合
っていない→服装が合
っていない→服装が合

こんな特徴がありますよ!
積極的・優しい・勇気がある・誠実・素直・社会的・
決断力がある・優柔不断・責任感がある・意志が強い
意思が強い・活動的・明るく・おとなしい・
器用・思いやり・体力に自信がある・手先が器用

STEP 3 改めて自分の性格や、好きなこと、大事にしていることを書いてみ
そして友達に自分がどんな人間なのか自己紹介してみましょう。

男女共同参画教材 社会科

年 月 日
名 前

働く男女の平等を考える

社会活動への参加の状況に、男女の違いはあるのでしょうか？
「男性は仕事、女性は家事と育児」という
固定的な性別役割分担意識が残っていないでしょうか？
一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できる働き方
社会のあり方とはどのようなものか、考えてみましょう。

1 女性の働いている割合

(1) [図1]と[図2]は、女性の働いている割合に関するグラフです。
滋賀県を含め日本の女性の働いている割合を見ると、グラフの形はM字になっています。
これらの図を見て、気付いたことを話し合ってみましょう。

[図1] 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)

[図2] 年齢階級別女性の労働力率の推移(滋賀県)

M字を横線で見たと、依然としてM字
ではあるものの、徐々にカーブが浅くな
ってきていることが分かります!

なぜM字の形になるのでしょうか？原因を考えてみましょう。

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課作成

子どもの個性を大切に・・・

大人が無意識に男女のあるべき姿を固定化してしまい、子どもが望む生き方や夢を狭めてしまっていないか？性別だけで役割を決めてしまうことは、本人の能力や個性を発揮するチャンスを奪ってしまうことに繋がります。「リーダーシップ・たくましさ・やさしさ・思いやり」等は、性別にとられない、一人ひとりが持つ個性です。他者との違いを認め、その子らしさを大事にする環境づくりは、男女共同参画社会実現への第一歩です。

2. 職場では

近年、関係法規の整備が進み、育児休業制度や介護休業制度の充実、男女雇用機会均等法・女性活躍推進法の見直しによるセクハラ防止対策の徹底など、さまざまな面で制度等が改善されてきました。

雇用に関する男女同一の権利

1986年（昭和61年）に施行された「男女雇用機会均等法」は、1999年（平成11年）の改正でポジティブ・アクションの促進やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止について規定が盛り込まれましたが、2006年（平成18年）にも改正され、間接差別の禁止が明示されました。

■ポジティブ・アクション

～ 意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくり ～

「ポジティブ・アクション」とは、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

ポジティブ・アクションは、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組です。

ポジティブ・アクションシンボルマーク
「きらら」



ポジティブ・アクションの頭文字「P」と「a」を組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザイン。女性の能力発揮を図り、男女の均等な機会や待遇の確保のために企業が取り組む、男女平等の社会づくりが浸透し、男女ともいきいきと活躍する未来の実現をアピールしたものです。

■セクシャル・ハラスメントって、どんなこと？

「セクシャル・ハラスメント（セクハラ）」とは、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により、労働者が労働条件について解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいいます。男女雇用機会均等法により、事業者はその対策が義務付けられています。

また男女雇用機会均等法では、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき、不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」と定義しています。

事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における教職員などもセクシャル・ハラスメントの行為者になりえます。男性も女性も、加害者にも被害者にもなりえます。また、職場におけるセクシャル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれます。被害を受ける者の性的指向や性自認に関わらず、性的な言動であればセクシャル・ハラスメントに該当します。

■こんな事はセクハラです！

- 身体的特徴を話題にする
- 出張中の車内やエレベータ内で上司が体に触れる
- 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする
- 水着姿の画像を職場のパソコンの待ち受け画面に設定する
- 食事やデートにしつこく誘う
- 性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙・Eメールを送る
- カラオケでのデュエットを強要する
- 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌等を強要する

判断の基準には個人差があります。行為を受けた本人が不快を感じれば、それはセクハラと判断される可能性があります。「この程度のことは相手も許容するだろう。」とか「相手とは良好な人間関係だから大丈夫。」という勝手な思い込みをしないことが大切です。

また、相手は不快に感じていなくても、その言動を見聞きした近くの人が不快に感じていれば、セクハラと判断されることもあります。被害を受けたり、現場を目撃したりしたときは、はっきりとセクハラ認識の意志を伝えたり、会社の窓口にご相談しましょう。

いずれにしても、相手や近くの人に不愉快な思いをさせない「人権感覚」が求められています。

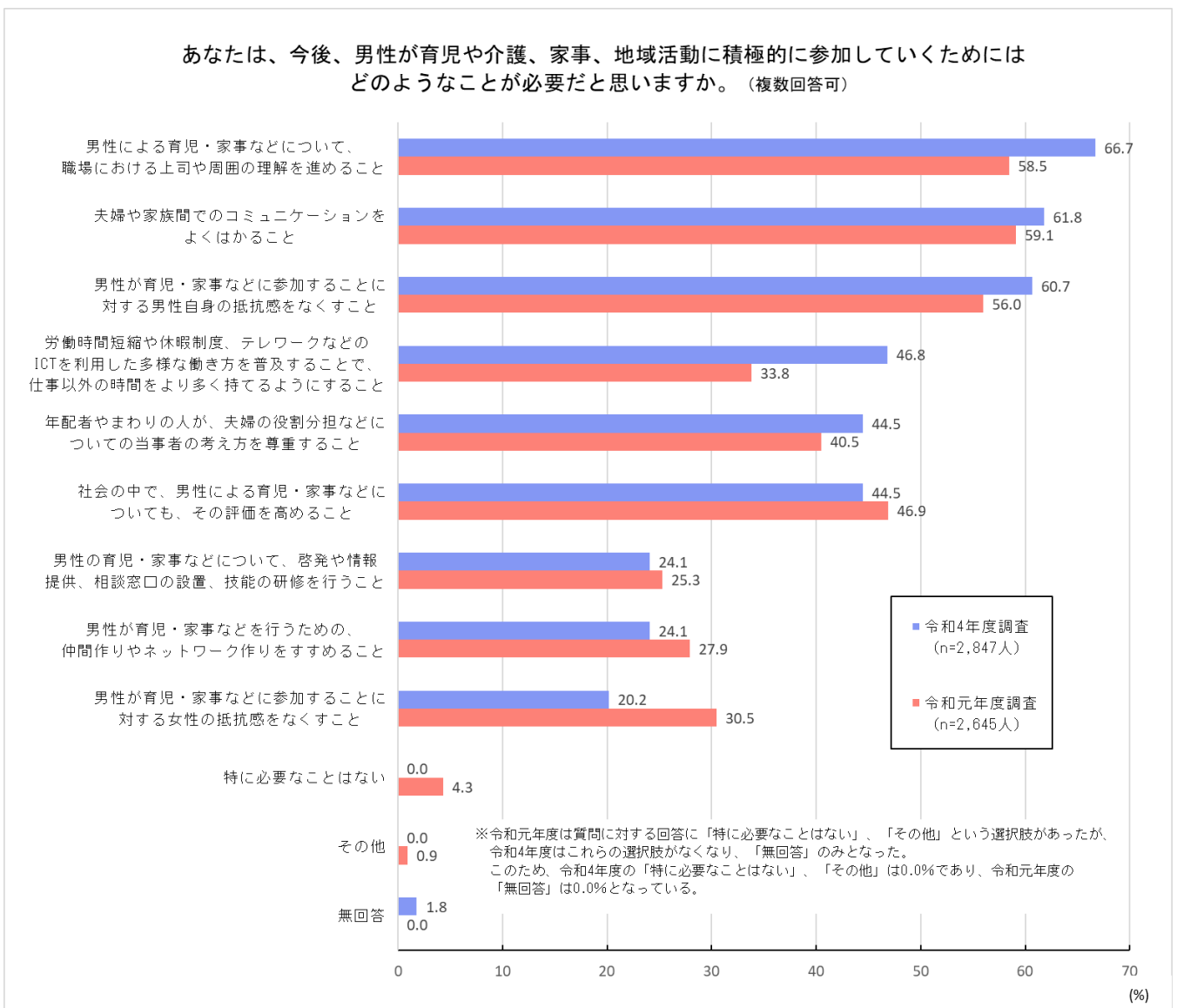
3. 家庭では

家庭で、男性はどれだけ家事育児に関わることができるでしょうか。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識は、諸外国と比較すると日本はまだ根強いものの、徐々にその意識は変化しています。

最近では、子育てに関わりたいという父親も増えてきました。男性が主体的に家事・育児をすることで、女性は育児の孤立感から解放され、仕事と家庭の両立も可能になります。また、少子化の改善にもつながるでしょう。しかしながら、現実には長時間労働が男性の家庭参画を阻んでいます。

女性だけが家事や育児をするのではなく、男女が互いに家事も育児も仕事も地域活動もできるワーク・ライフ・バランスについて、社会全体で取り組んでいく必要があります。



令和4年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)より

4. 地域では

男性も女性も地域の担い手

まちの課題を解決するカギは、女性の活躍

町内会をはじめ各地域に設立されている「自治会」は、住みよい地域を築いていくことを目的に組織された最も身近な住民組織のひとつです。さまざまな活動を通して地域の連帯意識を高め、地域の課題解決や住みよい地域づくりに重要な役割を担っています。

ところが、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などにより、自治会の運営を担う人材の不足や、これまでになかった新たな課題が発生するなど、多くの自治会でさまざまな悩みや問題を抱えるようになっていきます。

こうした課題や悩みを解決し、活力ある地域づくりを進める上でカギとなるのが女性の参画です。従来、自治会の運営は男性中心で行われていることが多く、全体として、自治会の方針決定の場への女性の参画はまだまだ進んでいないのが現状です。しかし、地域には、地域の情報と人とのつながりが豊富な女性が多くいます。生活者の視点に立って、地域づくりに新しい風を吹き込む可能性をもった魅力ある人材を眠らせておくのは、地域にとっても非常にもったいないことです。

自治会活動がマンネリ化していませんか？ 女性の意見を反映していますか？

女性の声を自治会の活動に活かしたり、役員に女性を登用したりすることで、地域が活性化した事例がたくさんあります。しきたりや規約を見直し、性別や年齢に関係なく、誰もが活躍できる地域づくりを考えることが大切です。

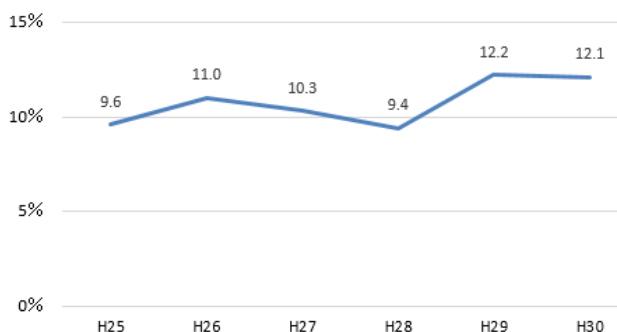
地域の方針決定過程における女性の登用状況

市町の自治会役員(会長・副会長)における女性の参画状況

| 市町名 | 自治会数 | うち女性代表 等自治会数 | 女性比率 (%) |
|-------|------|-----------------|-------------|
| 大津市 | 720 | 211 | 29.3 |
| 彦根市 | 327 | 33 | 10.1 |
| 長浜市 | 425 | 4 | 0.9 |
| 近江八幡市 | 167 | 9 | 5.4 |
| 草津市 | 219 | 54 | 24.7 |
| 守山市 | 71 | 16 | 22.5 |
| 栗東市 | 124 | 26 | 21.0 |
| 甲賀市 | 203 | 10 | 4.9 |
| 野洲市 | 91 | 14 | 15.4 |
| 湖南市 | 43 | 7 | 16.3 |
| 高島市 | 204 | 8 | 3.9 |
| 東近江市 | 389 | 9 | 2.3 |
| 米原市 | 107 | 1 | 0.9 |
| (市部計) | 3090 | 402 | 13.0 |
| 日野町 | 83 | 1 | 1.2 |
| 龍王町 | 33 | 0 | 0.0 |
| 愛称町 | 61 | 1 | 1.6 |
| 豊郷町 | 15 | 0 | 0.0 |
| 甲良町 | 13 | 0 | 0.0 |
| 多賀町 | 48 | 1 | 2.1 |
| (郡部計) | 253 | 3 | 1.2 |
| (県計) | 3343 | 405 | 12.1 |

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

県内における女性比率の推移



困ったときのホットライン

| 相談内容 | 相談先名 | 電話番号 | 受付時間等 |
|------------------------|-----------------------------------|------------------------|---|
| 女性に対する暴力等に関する相談 | 女性の人権ホットライン (大津地方法務局人権擁護課内) | 0570-070-810 (全国共通) | 月～金(祝日年末年始を除く) 8:30～17:15 |
| 性別による差別等に関する相談 | 滋賀県立男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター) | 0748-37-8739 | 火、水、金、土、日(祝日の翌日・ 年末年始・施設点検日等を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00、17:00～20:30 |
| 職場でのセクシャルハラスメント等に関する相談 | 雇用環境・均等室 (滋賀労働局) | 077-523-1190 | 月～金(祝日年末年始を除く) 8:30～17:15 |
| 夫婦、家族間の問題等 | 中央子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター) | 077-564-7867 | 祝日年末年始を除く毎日 8:30～22:00 |
| | 彦根子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター) | 0749-24-3741 | 月～金(祝日年末年始を除く) 8:30～17:15 |
| 児童相談、女性のかかえる悩みの相談等 | 彦根市家庭児童相談室 | 0749-23-7838 | 月～金(祝日年末年始を除く) 8:30～17:15 |

男女共同参画センター「ウィズ」

『一人ひとりがイキイキと活躍できる社会(男女共同参画社会)をつくるために、市民のみなさんと一緒に活動しています。』(平田町:福祉センター前 ☎0749-24-3529)



ウィズキャラクター
「ウィー」と「ズー」

男女共同参画を学ぶ様々な講座の開講や貸館事業、図書の貸出、相談事業などを行っています。詳しくは彦根市ホームページや「広報ひこね」をご覧ください。

男女共同参画セミナー「ウィズさんかく塾」…男女共同参画社会づくりのリーダー育成を図ります。
 女性チャレンジ支援セミナー…女性が一步踏み出すきっかけを作り、頑張る女性を応援します。
 女性キャリアアップ支援セミナー…就業している女性の情報交換や交流の機会を作ります。
 ウィズおやこ広場(毎月第2土曜日)…子どもや保護者の交流。父親の参加歓迎。
 ウィズ法律講座…これからの人生を安心してよりよく生きるために必要な法律の基礎を学びます。
 暴力防止啓発講座…暴力に係る基礎知識を学び、被害者・加害者に寄り添った支援を考えます。
 男女共同参画フォーラム、ウィズフェスティバルの開催、広報紙「かけはし」の発行など
 ※他にも年間を通して各年代を対象に様々な講座を開講しています。

ウィズ相談室 相談専用ダイヤル 0749-21-5757

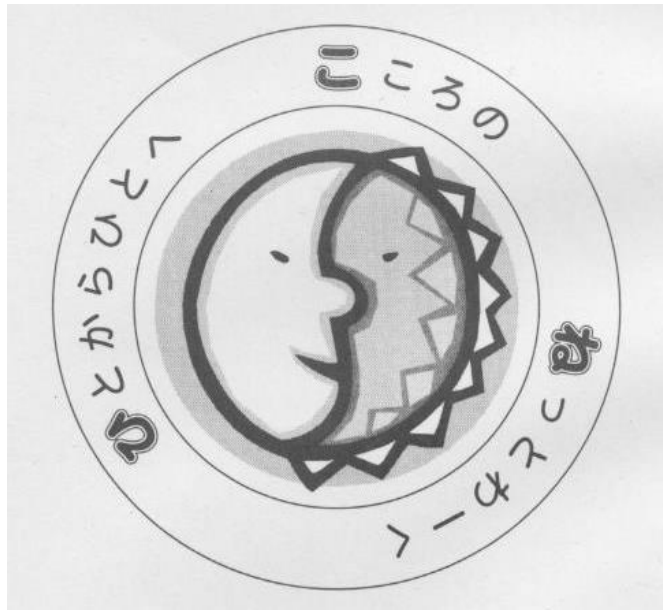
家庭・地域社会・職場・人間関係などで悩んでいませんか？
 ひとりで悩まないで、どんな小さなことでも結構です。
 一緒に解決への糸口を見つけましょう♪【プライバシーは守られます。】

★総合相談(面接相談、電話相談)

相談日：毎週水・木・金曜日 13:00～16:00(受付は15:30まで)

★専門相談(心の悩み相談、法律相談)

※総合相談を受けたあとで、必要な方のみ予約できます。



2024年(令和6年)4月発行

禁無断転載・複製